

農地を相続される方へ 農地の登記・適正管理をお願いします

農地の登記・適正管理がされないと・・・

農地の登記がされない状態が続くと将来所有者不明農地になる可能性があります。また、農地が適正に管理されないと荒廃化が進み、雑草の繁茂や害虫の発生等、近隣農地の環境が悪化する可能性があります。

相続した農地の管理方法

- ・相続した農地を自分で営農する。 ・定期的に自分で除草する。
- ・相続した農地を農地として他人に貸す。(農地を貸す場合は、農業委員会に届けましょう。) ・熊谷市農地情報に登録して耕作者を探す。
- ・JAくまがやアグリサポート事業等を活用し除草する。(ただし、ほ場状況により、作業をお引き受けできない場合があります。)

支援事業は・・・

- ・熊谷市農地情報に登録し、JAくまがやアグリサポート事業を活用して荒廃農地を解消し農地を貸す場合は、農地所有者に除草経費の4割を補助します(初年度1年限り)。
- ・農地の借受人が耕作しやすいよう畦畔撤去に協力した農地所有者に農地面積10アール当たり10,000円を補助します。
- ・荒廃農地の借受人が営農できるように再生し耕作する場合は、農地面積10アール当たり30,000円を借受人である耕作者に補助します。

※補助を受けるには条件があります。詳しくは下記まで。

お困りなことがありましたら・・・

農地を所有する方は、農地を登記し適正に管理していただかなければなりません。相続した農地について、何かお困りなこと、心配なことがありましたら、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局、農業振興課までお気軽にご相談ください。

- ・熊谷市産業振興部農業振興課(妻沼庁舎)
電話：048-588-9990(直通) FAX：048-588-1326
- ・熊谷市農業委員会事務局(妻沼庁舎)
電話：048-588-9985(直通) FAX：048-588-1326

用語等の解説

農地の適正管理とは・・・

農地法第2条の2には、「農地について所有権又は賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない」と農地の権利を有する者の責務規定があります。

農地が適正に管理されないと農地の荒廃化が進み、雑草の繁茂や害虫の発生等、近隣農地の環境が悪化する可能性があります。また、建築廃材や家電製品を不法投棄されたり、放置された枯れ草が放火等により燃えてしまい、火災が発生する心配もあります。

所有者不明農地とは・・・

農地の所有者が亡くなった際、相続登記せずに、そのままにしておくと、その農地は相続人全体の共有となります。その後、相続が繰り返されるたびにネズミ算式に共有者は増えていき、所有者不明農地（相続未登記農地）となっていきます。そのような状態の農地ですと貸すことができなくなる可能性があります。

熊谷市農地情報とは・・・

- 貸出し希望の農地情報集約
- 農地所有者への登録呼びかけ
- 担い手農家等へのあっせん

J A くまがやアグリサポート事業とは・・・

（J A 組合員）

- 除草依頼の受付（J A 本店〔生産指導課〕、各営農経済センター、各支店）
- 現地確認、除草依頼者との調整等
- 除草、耕耘の受託及び農地管理受託
- 熊谷市農業委員会との連携
 - ・市補助金の活用及び運用

※ほ場状況により、除草作業ができないことがありますのであらかじめご了承ください。

（J A 非組合員）

- 除草依頼の受付（熊谷市農業委員会事務局）